

茨木市生活保護受給者等通訳事業実施要綱

(目的)

第1 この要綱は、日本語の会話が困難な生活保護を受けようとする者及び受けている者並びに中国帰国者（以下「生活保護受給者等」という。）に対して通訳を付けることにより、生活保護受給者等が地域において安定した生活を送れるよう支援するとともに、生活保護受給者等と福祉事務所員等との円滑な意思疎通を図り、もって適正な生活保護業務等の推進に寄与することを目的とする。

(対象)

第2 通訳を付ける生活保護受給者等は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 生活保護を受けようとする者又は生活保護を受けている者で日本語の会話が困難な者
- (2) 中国残留邦人又は国からの永住帰国旅費で帰国した親族
- (3) 中国残留邦人の子又はこれらの者と同居している親族で生活保護を受けようとする者又は生活保護を受けている者

(決定)

第3 通訳を付けることの決定は、茨木市生活保護受給者等通訳伺い書（様式第1号）により、生活福祉課長が行う。

(事業内容及び事務報告)

第4 通訳事業は、次の各号に定めるところにより行う。

- (1) 時間は、1回につき3時間を限度とする。
- (2) 実施日時は、原則として月曜日から金曜日まで（休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間とする。
- (3) 実施日時の設定は、生活保護受給者等と通訳間で調整の上、福祉事務所担当所員が行う。
- (4) 事務報告の確認は、茨木市生活保護受給者等通訳事務報告書（様式第2号）により、生活福祉課長が行う。

(秘密の保持)

第5 通訳事業を行うに当たっては、生活保護受給者等の人格を尊重し、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

様式第1号（第3関係）

茨木市生活保護受給者等通訳伺い書

年 月 日

通訳を付けることを決定してよろしいか。

課長	課長代理	係長	査察指導員	地区担当員

日時 年 月 日（ ） 午前・午後 時 分から

年 月 日（ ） 午前・午後 時 分

通訳先場所 1 生活福祉課内 2 その他

対象者氏名

理由（該当番号を○）

- 1 生活保護等相談
- 2 新規申請に伴う実地調査
- 3 家庭訪問
- 4 事情聴取
- 5 その他（具体的に）

通訳者

様式第2号（第4関係）

茨木市生活保護受給者等通訳事務報告書

（報告先）生活福祉課長

課長	課長代理	係長	査察指導員	地区担当員

提出日 年 月 日

通訳氏名

（ 年 月分）

通訳日	時間（ ～ ）	対象者氏名	続柄	内 容
小計	時間			
小計	時間			
合計	時間			